

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例  
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例(平成25年滋賀県条例第25号)の規定に基づく指定の申出があった特定非営利活動法人について、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の規定による指定を行うため、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例(平成25年滋賀県条例第75号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 新たに特定非営利活動法人つどい他1法人を、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定することとします。(本則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

## 議第 号

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例（平成 25 年滋賀県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

表に次のように加える。

特定非営利活動法人つどい	長浜市常喜町 874 番地 2	平成 28 年 7 月 1 日から 平成 33 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人しが N P O センター	近江八幡市桜宮町 207 番地の 3	平成 28 年 7 月 1 日から 平成 33 年 6 月 30 日まで

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例新旧対照表

旧			新		
<p>滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。</p>			<p>滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。</p>		
名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間	名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間
特定非営利活動法人あさがお	大津市浜大津三丁目2番4号	平成26年1月1日から平成30年12月31日まで	特定非営利活動法人あさがお	大津市浜大津三丁目2番4号	平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
			特定非営利活動法人つどい	長浜市常喜町874番地2	平成28年7月1日から平成33年6月30日まで
			特定非営利活動法人しがNPOセンター	近江八幡市桜宮町207番地の3	平成28年7月1日から平成33年6月30日まで